

# 重度心身障がい者医療費助成に関する 九重町からのお知らせ

2019年10月受診分から、大分県内の市町村で重度心身障がい者医療費の制度が大きく変わります。

おもな変更点	なぜ? どうして?
◎県内の医療機関や薬局での受診・支払い後、役場窓口に行く必要はありません。	障がいのある方・ご家族の事務等の負担を軽減することを目的とし、自己負担額を支払った後の役場での手続きが不要となります。
◎県内の医療機関や薬局での受診・支払い後、直接個人口座に振り込みます。	医療機関や薬局から提供される情報をもとに、自己負担額を確認します。
◎県内の医療機関や薬局で受診する際、保険証と一緒に「 <u>受給者証</u> 」の提示が必ず必要となります。	受給者証を提示することで、医療機関や薬局から提供される情報が作成されます。したがって、受給者証の提示がない場合、自己負担額等の確認が出来なくなります。
◎振込日(支給日)は、毎月20日となります。 10月受診分→1月20日 11月受診分→2月20日 12月受診分→3月20日 ・・・このように約3ヶ月遅れでの振込となります(受診月の翌月から起算)。	医療機関や薬局から提供される情報が九重町に届いたあと、自己負担額の確認を行います。そのため、口座振込までに3ヶ月ほどお時間がかかります。
◎九重町では、毎年行っていた受給者証の更新手続きも、不要となります。	今年(元年度)おこなって頂く受給者証の更新手続きを最後に、来年(令和2年度)からは、自動的に更新を行い、認定要件を満たした方に新しい受給者証を郵送します。
【お問い合わせ】 九重町役場 健康福祉課 福祉グループ ☎76-3821	

裏面もご覧ください。

## 移行調整期間

移行調整期間とは、10月からの制度移行に備えて、受給者証の提示をする練習期間です。新しい受給者証が届いたら、医療機関・薬局等に行く際は保険証と一緒に提示を行いましょう。

また、この期間中はこれまでどおり、役場窓口での医療費申請が必要です。

**期 間：2019年8月1日～9月30日まで**

### ～Q&A～

**Q1. 受給者証の提示をした場合、自己負担額の支払いは無くなりますか？**

→これまでどおり自己負担額の支払いは必要です。

**Q2. 受給者証の提示をしなかった場合はどうなりますか？**

→受診した情報や自己負担額等の確認が出来ないため、医療費の支給ができません。領収書を持参のうえ役場での申請が必要です。

**Q3. 保険証や口座を変更した場合はどうなりますか？**

→役場窓口へ届出が必要です。

**Q4. 県外の医療機関を受診するときは、どうしたらいいですか？**

→原則、大分県内の医療機関・薬局が対象となります。県外の医療機関・薬局を受診した場合は、領収書を持参のうえ役場での申請が必要です。

(例外として対応できる県外の医療機関もあるため、事前にお問い合わせください)

**Q5. 整骨院や鍼灸などは対象ですか？**

→対象外です。医療費として支払をした場合は、領収書を持参のうえ役場での申請が必要です。

**不明点等お問い合わせは健康福祉課まで**